

日消協発第493号
令和2年12月9日

各都道府県消防協会 事務局長 様

(公財)日本消防協会
事務局長 柴垣 謙
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う入院見舞金の申請手続きについて (通知)

平素より日本消防協会の事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年12月9日付けで「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う入院見舞金の取り扱いについて」(日本消防協会会長通知)を発出したところですが、これにつきまして、入院見舞金を請求する手続き等を別紙のとおりとしましたので、よろしくお取り計らいの程お願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、事前に福祉部までご相談を頂きますようお願い申し上げます。

お問い合わせ
福祉部長 小野、主幹 秋葉

1 入院見舞金の支給とその要件

(1) 加入者である消防団員が、公務としての消防団活動が原因で保健所からいわゆる濃厚接触者（別紙参考資料厚生労働省質疑参照）と判断された場合（外出が制限されて自宅待機や就労制限をされるなど、濃厚接触者と同様の実態にある者を含む。以下「濃厚接触者」といいます。）、特例的に消防団員等福祉共済契約約款第6条に規定する「事故又は疾病を直接の原因として、・・・入院した場合」の要件に該当するものとして、入院見舞金を支給するものです。

(2) この取扱の対象期間は次のとおりです。

「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」(令和2年1月28日政令第11号、令和2年2月1日施行)により、新型コロナウイルスが指定感染症とされる期間。現在、この期間は、令和3年1月31日までとされていますが、今後期間が延長された場合はお知らせいたします。

2 支給額

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」により、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとされていることを踏まえ、外出が制限されて自宅待機や就業制限となった期間が7日以上の場合、入院見舞金として1日あたり1,500円、最大14日間21,000円を支給します。

3 申請手続き

(1) 支払請求は、通常の入院見舞金と同様に、「消防団員等福祉共済共済金支払請求書（様式11-1）」に必要事項を記入・押印のうえ、提出してください。

(2) 通常の入院見舞金の支払請求では、医療機関が証明した書類（診断書等）を添付して頂いていますが、その書類は必要ありません。

(3) 診断書等に代わる書類として、消防団長から、濃厚接触が公務としての消防団活動が原因であること及び自宅待機の期間を明らかにする書類（別紙様式）を提出して頂きます。

(4) 指定感染症としての取扱期間との関連がありますので、支払請求は、該当者が発生した後できるだけ速やかに行ってください。

(公財) 日本消防協会 御中

新型コロナウイルス感染症に関わる「濃厚接触者」について (報告)

公務としての消防団活動が原因で、新型コロナウイルス感染症に関わる「濃厚接触者」が発生しましたので報告します。

1 「濃厚接触者」とされた消防団員の氏名等

ふりがな

氏 名 _____ (階級 _____)

生年月日 _____ 年 月 日

所属消防団 _____

2 「濃厚接触者」とされた期間

(1) 「濃厚接触者」として外出が制限されて、自宅待機や就業制限を開始した日

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(2) 「濃厚接触者」として外出が制限されて、自宅待機や就業制限を終了した日

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(3) 保健所からの通知文書 (_____ 有 _____ 無 _____)

①通知文書が「有」の場合は、その文書の写しを添付してください。

②通知文書が「無」の場合は、通知を受けた日付を下記に記入してください。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(4) 通知のあった保健所名 _____

TEL _____

3 公務としての消防団活動が原因で「濃厚接触者」とされた活動の内容
(日時とともに、活動内容を具体的に記載してください。)

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

上記のとおりであります。

令和 年 月 日

消防団名 _____

消防団長名 _____ 公印

問い合わせ先

担当部局名

担当者名

TEL

<参考資料>

厚生労働省質疑から抜粋

問3 濃厚接触者とはどのような人でしょうか。濃厚接触者となった場合は、どんなことに注意すればよいでしょう。

濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は上述のとおり、1. 距離の近さと2. 時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1 m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間（発症2日前から入院等をした日まで）に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査（積極的疫学調査）を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。

接触確認アプリを利用いただくと、陽性者と、1 m以内、15分以上の接触の可能性のある場合に通知が行われ、速やかな検査や治療につながります。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

なお、15分間、感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など、「3密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なります。そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況をお伺いして判断します。

濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従ってください。濃厚接触者は、感染している可能性があることから、感染した方と接触した後14日間は、健康状態に注意を払い（健康観察）、不要不急の外出は控えてください。